

平成二十一年度概算要求基準に関する決議（案）

本年五月の当合同会議における決議においては、医療、福祉、年金、雇用等の社会保障について、国民の皆様にご利用のこれまでの一連の制度改革を十分にご理解いただき、制度に対する信頼を回復することが何よりも重要であること、これまで改革を進めてきた過程で新たに生じた課題に対し適切に対応していかなければならないこと、基礎年金国庫負担割合を引き上げるため新たな国民負担をお願いしなければならない時に更に社会保障の削減を行うことは到底理解を得られないこと、について指摘した。

また、厚生労働部会において「基本方針二〇〇八」の策定に当たって議論を行ったが、この中でも「社会保障の機能を強化し、国民に信頼される制度とする」とされた。

さらに、雇用保険の国庫負担については、雇用対策について政府が責任を担うべきであることから、見直しを行うべきではない。

財政健全化に向けた努力は重要であると考え、現下の諸状況にかんがみれば、平成二十一年度においては、国民に更なる負担を強いるような、社会保障の自然増の削減を行うことは許されず、安定的な社会保障財源の確保に向けた検討と併せて国民の安心を確保するための諸施策について所要の予算の確保を図ることが必要である。

このため、平成二十一年度予算概算要求基準の設定に際し、以下の事項に十分な配慮を行うよう、強く求める。

一、社会保障の自然増について、二二〇〇億円の削減を行わないこと

一、総理指示に基づく「五つの安心プラン」を始め、高齢者医療の見直し、少子化対策の拡充、医療ビジョンの実現、新雇用戦略の実現、介護従事者等の人材確保、障害者の自立に向けた支援の充実、新型インフルエンザ対策の充実、年金記録問題への対応について、概算要求基準の枠外とする等、特段の配慮をすること

一、基礎年金国庫負担割合については、つい先日閣議決定した「基本方針二〇〇八」を踏まえ、概算要求基準において、二分の一に要する経費全額を要求できるように特段の配慮を行うこと

右、決議する。

平成二十年七月 日

自由民主党政務調査会 厚生労働部会

社会保障制度調査会

雇用・生活調査会